

副本

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 原告番号1の1 ほか

被 告 国 ほか8名

## 第4準備書面

(原告番号1の1ないし4の本件訴えが不適法であること)

平成28年12月2日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

瀧谷正樹



佐藤友弥



小野寺貞夫



松田朋子



渡邊恭子



富樫剛史



小館卓司



若月久幸



志賀富士夫



井上一朗



野崎佳之  
黒田俊久  
湯浅翔  
江藤浩太  
高橋正史  
小川哲兵  
武田龍夫  
田中博史  
矢野諭  
内山則之  
世良田鎮  
豊島広史  
谷川泰淳  
大瀧拓馬  
泉井厚志  
住田博正  
佐藤滉介  
白津宗規  
服部翔生  
高野菊雄

伊藤 弘幸  
京藤 雄太  
田口 周平  
水越 貴紀  
福島 正也  
土佐 恵生  
和田 勝行  
八田 和嗣  
中村 徹平  
藤田 裕紀  
久保 真理

被告国は、原告番号13の1ないし4の訴えが、いずれも民事訴訟法142条で禁止されている重複起訴に当たり不適法であることから、本準備書面において、本案前の答弁を追加するとともに(第1)，その理由を述べる(第2)。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののはかは、従前の例による(参考までに本準備書面の末尾に定義済みの略称語句使用一覧表を添付する。)。

## 第1 本案前の答弁

- 1 原告番号13の1ないし4の各訴えをいずれも却下する
- 2 訴訟費用は、同原告らの負担とする  
との判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

### 1 原告番号13の1ないし4の主張

原告番号13の1ないし4は、「被告国に対し、『いわき市民訴訟』(被告国注: 福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第220号損害賠償請求事件〔以下『220号事件』という。〕)と本件訴訟のいずれにおいても損害賠償請求をしているが、異なる違法行為を理由とする請求であるから訴訟物が異なる。そして、本件訴訟で主張している損害は、被告国(中略)の無為無策によって子どもたちに無用な被ばくをさせてしまったことによる損害(慰謝料)であるから、『いわき市民訴訟』において主張している損害(福島原発事故による被ばくによる損害)と重複するものではない。」旨主張する(原告ら準備書面(16)第2の3・4、5ページ)。

### 2 原告番号13の1ないし4の各訴えは、いずれも民事訴訟法142条に抵触し不適法であること

#### (1) 民事訴訟法142条の趣旨及び要件

民事訴訟法142条は、「裁判所に係属する事件については、当事者は、

更に訴えを提起することができない。」と規定し、いわゆる重複起訴を禁止している。同条が重複する訴えの提起を禁止しているのは、既に訴訟係属中の事件と同一の事件について重ねて起訴を許せば、二重に訴訟追行を強いられる後訴の被告に迷惑なばかりでなく、審判が重複することは国家訴訟制度としても不経済かつ無益であり、殊に同一事項について矛盾する判決が生じて混乱をきたすとすれば有害であるからである(兼子ほか・条解民事訴訟法第2版820ページ)。それゆえ、同条の適用があるというためには、後行の事件の起訴が、既に訴訟係属中のものと同一の事件についての起訴でなければならず、事件が同一であるかどうかは、その当事者及び訴訟物の主観・客観の双方からみられなければならない(兼子ほか・前掲条解民事訴訟法821ページ)。

一般に、訴訟物は請求の趣旨及び請求原因によって特定されるから、訴訟物を特定する請求の趣旨及び請求原因の双方が同一である場合に民事訴訟法142条にいう事件の同一性が認められるところ、不法行為に基づく損害賠償請求権については、原因事実と被侵害利益を共通にする場合に訴訟物は同一であると解されており(最高裁昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419ページ、最高裁昭和61年5月30日第二小法廷判決・民集40巻4号725ページ)、国家賠償請求訴訟における訴訟物についても基本的にかかる考え方が妥当するというべきである。

## (2) 本件訴訟と220号事件とは民事訴訟法142条にいう事件の同一性が認められること

ア 現在、福島地方裁判所いわき支部には、原告番号13の1ないし4の被告国に対する国家賠償請求訴訟(220号事件)が係属しているところ、同事件において、上記原告ら(220号事件における原告番号531ないし534)は、「責任原因」として、被告国の公務員である経済産業大臣がその有する規制権限を行使して福島第一発電所事故による損害を防止すべき

義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったという規制権限不行使の違法があるという主張だけをしているのではない。上記原告らは、「本件事故による被害拡大についての被告国及び被告東京電力の責任」(乙E第13号証の1ないし4の1・131ないし134ページ)として、被告国が、避難の要否・避難の方法の検討に必要な情報を提供する法的義務があったにもかかわらず、SPEEDIの予測結果を早期に公表しないなどの情報提供義務違反があるなどとも主張している。そして、被侵害利益を「放射性物質によって汚染されていない環境において平穏に生活する権利」(平穏生活権)なる人格的利益と捉えた上で(乙E第13号証の1ないし4の1・72ないし74ページ)，原告らはその生活において放射性物質による生命、健康への影響を絶えず心配し、不安が継続的に存続しており、精神的苦痛(損害額は、子どもについて一か月当たり8万円、その余について一か月当たり3万円と評価)を被っており、特に、本件事故直後は、かかる利益が通常の侵害に加えて量的に巨大に侵害されたものと評価できる(もっとも、損害額全部についての評価はされておらず、その一部を25万円と評価しているにすぎない。)としている(乙E第13号証の1ないし4の1・74ないし76ページ)。上記情報提供義務違反については、「被告らによる情報提供義務の違反は、…(中略)…原告ら住民に対して一層の被害の拡大をもたらした。福島第一原発の危機的な状況が刻一刻と報道されるなかで、必要な情報が与えられないことにより、原告らの不安、動揺などの精神的被害は極度に高まった。さらには、そのような中での避難行動、被ばくを少しでも回避するための行動においても、適切な判断をするための情報が提供されなかつたために、無益な被ばくの増大、線量の一層高い方向への避難など、被害の拡大を甘受させられた」(同133、134ページ)と本件事故直後の拡大被害に含まれるような記載がある。そして、結論として、国賠法1条1項に基づき、上記原告らごとに各25

万円のほか、原告番号13の4(220号事件における原告番号531)につき95万0307円及び原状回復までの月額3万円、原告番号13の1ないし3(220号事件における原告番号532ないし534)につき253万4130円及び原状回復まで月額8万円の慰謝料の支払を求めている。

イ 他方で、原告番号13の1ないし4は、本件訴訟において、福島第一発電所事故を発生させた責任は被告国にもあり、その責任によって莫大な量の放射性物質を環境中に放出させる事態を招いたのであるから、それによる被害拡大の防止をすべき責任があるところ、被告国の公務員には、①情報の隠匿、②子ども達に安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法、③児童生徒に20mSv/年までの被ばくを強要したこと、④子ども達を集団避難させることを怠った違法があり、各①ないし④の解説により、子ども原告については「無用な被ばくをさせられた。」、「将来の自分の健康を憂慮している」と主張し、保護者原告については「かけがえのない子どもの健康を守ってやることができなかつたかもしれないとの痛恨の思いを抱いており、深刻な精神的損害を被っている」と主張して、国賠法1条1項に基づき、上記損害の一部として、10万円の慰謝料を請求している(平成26年8月29日付け訴状)。

ウ そこで検討するに、まず、原告らの前記1の主張は、220号事件が「被告国の規制権限の不行使(中略)が原因となって福島原発事故が起こったことによって上記原告らが受けた損害の賠償である」(原告ら準備書面(16)第2の3(2)・4ページ)との理解を前提とするものと解されるが、上記のとおり、上記原告らの220号事件における請求は、福島第一発電所事故を発生させたことの違法のみならず、同事故後の情報提供義務違反をもその内容とするものであるから、二重起訴の対象となる訴訟物に対する前提理解が誤っているというほかない。

その上で各訴訟物の内容を見ると、まず、「原因事実」に関していえば、220号事件と本件訴訟は、いずれも被告国の規制権限不行使という不作為を違法行為としているところ、作為義務を導く基礎となる事実関係は、本件事故とその後の混乱の中での住民の避難という点で同一である。しかも、220号事件における避難の要否や避難の方法の検討に関する情報提供義務を怠ったという違法事由と、本件訴訟における情報を隠匿したという違法事由は、被告国の公務員には情報提供をする義務があったという事実及び原告らに対する情報提供がなかったという事實を、それぞれ異なる方法で表現したにすぎず、全く同一のものである(なお、原告らは、本件訴訟において、①ないし④を独立した違法事由であるかのように主張しているが、原告らは、①情報が隠匿された結果、子ども達が②安定ヨウ素剤を服用されることも④集団避難されることもなく、③20mSv/年までの被ばくを受け、そのことにより精神的苦痛を負ったという、①の違法事由から損害の発生までの一連の因果の流れとして当然生ずる各事象を、それぞれ部分的に取り出して独立の違法事由に構成したにすぎず、結局のところ、本件事故に関して原災法26条に基づく権限を適切に行使しなかった違法を述べているに止まるというべきであるから、②ないし④についても、実質的に220号事件の違法事由と異ならないといえる。)。

次に「被侵害利益」についてみると、220号事件では、平穏生活権なる人格的利益が取り上げられているところ、その実質は、放射性物質による生命、健康への影響に対する心理的不安である。一方、本件訴訟においても、「子ども原告らは、…(中略)…無用な被ばくをさせられた。」、「子ども原告らは、将来の自分の健康を憂慮している。」、「保護者原告らは、かけがえのない子どもの健康を守ってやることができなかつたかもしれないと痛恨の思いを抱いている。」とあるように、放射性物質による健康への影響に対する心理的不安という人格的利益を問題としていることが明らか

かである。

そうすると、220号事件と本件訴訟は、「原因事実」及び「被侵害利益」を共通にするものであって、訴訟物である損害賠償請求権は同一であると解するのが相当である。

### 3 小括

以上によれば、本件訴訟における原告番号13の1ないし4の各訴えは、220号事件の各訴えと重複しているから、いずれも民事訴訟法142条に抵触し、不適法である。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	2	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	3	
福島第一発電所事故	福島第一原子力発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	3	
東電	東京電力株式会社	答弁書	3	
本件地震	東北地方太平洋沖地震	答弁書	3	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	答弁書	4	
地震本部	地震調査研究推進本部	答弁書	5	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	5	
J N E S	独立行政法人原子力安全基盤機構	答弁書	5	
保安院	原子力安全・保安院	答弁書	5	
防災指針	原子力施設等の防災対策について	答弁書	12	
学校その他の教育機関	教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関	答弁書	19	
I C R P	国際放射線防護委員会	答弁書	20	
国賠法	国家賠償法	答弁書	22	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成27年9月7日付け準備書面(5)	第1準備書面	1	
災対法	災害対策基本法	第1準備書面	3	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	第1準備書面	7	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成28年2月12日付け準備書面(8)	第2準備書面	1	
請求原因①	「情報の隠匿の違法」訴状請求原因第3の1	第2準備書面	1	
請求原因②	「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」訴状請求原因第3の2	第2準備書面	1	
請求原因③	「児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法」訴状請求原因第3の3	第2準備書面	1	

請求原因④	「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」訴状請求原因 第3の4	第2準備書面		
2007年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP） の2007年勧告	第2準備書面	1	
1990年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP） の1990年勧告	第2準備書面	5	
1992年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP） の1992年勧告	第2準備書面	6	
1999年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP） の1999年勧告	第2準備書面	20	
原告ら指摘情報	①文部科学省職員が平成23年3月 12日から被告福島県と協力して測 定したモニタリングカーによる測定 結果や独自に測定したモニタリング 結果、②文科省や保安院が本件事故 当日の16時49分から開始したS P E E D Iによる予測計算結果及び ③平成23年3月18日と同月20 日、米国エネルギー省が同月17日 から同月19日にかけて空中測定シ ステムを利用して作成した放射線汚 染地図に関する各情報	第2準備書面	34	
4月19日通知	平成23年4月19日付け「福島県 内の学校の校舎・校庭等の利用判断 における暫定的な考え方について (通知)」	第2準備書面	38	
改正前地方教育 行政法	平成26年法律第76号による改正 前の地方教育行政の組織及び運営に 関する法律	第2準備書面	39	

請求原因④—I	「福島第一発電所事故当時の防災指針では、年齢や性別を問わず原発事故による外部被ばくによる実効線量が50ミリシーベルトを超えるときは、コンクリート建屋への屋内退避か避難という指標が定められていたが、同指標は、若年齢者は放射線被害を受けやすいという科学的知見を無視し、原子力災害によって子どもが受ける健康上のリスクを避けることについて何ら顧慮していないのであって、原子力安全委員会がこのようない防災指針を策定したことは、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質に照らし、著しく合理性を欠くから、国賠法1条1項の適用上違法である」こと	第3準備書面		
請求原因④—II	「内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発した場合、原子力災害により周辺住民に健康被害が発生する恐れがあるときは、原災法26条1項1号に基づき、関係市町村に住民避難の指示又は勧告を行う義務があつたところ、福島県内の住民に安定ヨウ素剤の服用を指示すべきであつた平成23年3月15日午前零時の時点までには、少なくとも、福島第一発電所の半径80キロメートル圏内は追加実効線量が年1ミリシーベルトを超えるおそれがあつたにもかかわらず、安全な地域への避難指示を出すことを怠った」こと	第3準備書面		

請求原因②- I	「原子力安全委員会は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災指針を策定する職務上の義務があったのに、その義務に違反し、安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標を『性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し一律に放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSv』とする不適切な内容の防災指針を策定し、WHOの基準（若年者については甲状腺等価線量10mGy〔被告国注：10mSv相当〕を推奨）に依拠した見直しも怠り、平成22年8月改訂後も上記指標のまま放置していた」こと	第3準備書面 2		
請求原因②- II	「原子力災害対策本部長は、避難指示又は屋内避難指示を出した際、遅くとも平成23年3月15日午前零時までには福島県全域の地方公共団体の長に対して住民に安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をすべき義務があったにもかかわらず、これを怠った」こと	第3準備書面 2		
IAEA	国際原子力機関	第3準備書面 9		
BSS	電離放射線に対する防護及び放射線源の安全に関する国際基本安全基準	第3準備書面 9		
安定ヨウ素剤予防服用の考え方	「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用の考え方について」	第3準備書面 11		
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第3準備書面 26		
原災本部	原災法16条1項に基づき設置された原子力災害対策本部	第3準備書面 28		
WHO	世界保健機構	第3準備書面 32		
220号事件	福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第220号損害賠償請求事件	第4準備書面 1		